

- 議 長 日程第5「承認第2号専決処分の承認を求めることについて（松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。
- 町長の提案説明を求めます。
- 町 長 承認第2号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。
- 令和7年5月22日提出。
- 松田町長、本山博幸。
- よろしく願いいたします。
- 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。
- 町 民 課 長 承認第2号専決処分の承認を求めることについて御説明させていただきます。
- 地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたところでございます。このことにより、町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、4月1日からの課税に係るもので緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分により条例改正を行いましたので、その承認を求めるものでございます。
- 2ページ目に専決処分書、3ページ目に改正文、4ページ目に参考資料1として新旧対照表、5ページ目に参考資料2として、2月の議会全員協議会の資料を添付させていただいております。
- 条例改正の内容でございますが、国民健康保険税の賦課限度額の改正と低所得者に係る軽減判定基準額の被保険者数に乗ずる金額の改正を行ったものでございます。
- 恐れ入りますが、4ページ目の参考資料1、新旧対照表にて詳細を御説明させていただきます。
- 右側は現行、左側が改正案でございます。第2条第2項の基礎課税額に係る賦課限度額につきましては65万円を66万円に改め、第3項の後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額につきましては、24万円を26万円に改めます。
- また、第20条第1項の減額に関する基礎課税額に係る賦課限度額につつま

しては65万円を66万円に改め、後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額につきましては、24万円を26万円に改めるものでございます。

第2号は低所得者に対し、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について5割軽減の基準につきましては、被保険者数に乗ずる金額を、29万5,000円から30万5,000円に改め、第3号は2割軽減の基準につきましては、被保険者に乗ずる金額を54万5,000円から56万円に改めるものでございます。

恐れ入ります。1ページお戻りいただきまして、改正文をお願いいたします。中ほど、附則でございます。

第1項、施行期日。この条例は令和7年4月1日から施行する。

第2項、適用区分。この条例による改正後の松田町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によることを定めたものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

12 番 寺 嶋 お伺いします。

課税額の限度額見直しにより影響を受ける方はおおよそどのぐらいいるでしょうか。

それから、この限度額見直しで、保険税収への影響はどのようになっているか、もし分かりましたら、お伺いしたいと思います。

町 民 課 長 こちらの課税額の限度額の見直しで影響する世帯ですが、6年度ベースで、大体影響する世帯は全部で13世帯ぐらいで、影響額は33万円程度を見込んでおります。

12 番 寺 嶋 13世帯で影響を受けて、33万円ほどって、これは、増収ということでしょうか。それを確認して終わります。

町 民 課 長 おっしゃるとおり増収でございます。

12 番 寺 嶋 終わります。

議

長 他に質疑、ございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

討論を省略し、採決を行います。承認第2号専決処分の承認を求めることについて(松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。